

佐賀県社会的養育推進計画（案）

令和2年（2020年）3月

佐 賀 県

目 次

1．社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像	1
（1）計画策定の趣旨	1
（2）計画の期間	1
（3）当事者である子ども（社会的養護経験者を含む）の参画	1
（4）計画の進捗及び見直し	1
2．当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）	2
3．市町の子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組	3
（1）市町の相談支援体制等の整備に向けた都道府県の支援・取組	3
（2）児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組	4
4．各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み	5
（1）代替養育を必要とする子ども数の見込み	5
（2）里親等委託が必要な子ども数	9
5．里親等への委託の推進に向けた取組	14
（1）フォスターリング機関の実施体制構築	14
（2）里親やファミリーホームへの委託子ども数の見込み	15
6．パーマネンシー保障（永続的解決）としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築	23
7．施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組	24
（1）施設で養育が必要な子ども数の見込み	24
（2）施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組	26
8．一時保護改革に向けた取組	28
（1）一時保護所の必要定員数と一時保護専用施設	28
（2）一時保護委託が可能な里親の確保	30
（3）一時保護に関わる職員の育成と専門性の向上	31
（4）一時保護所の環境及び体制整備	31
（5）関係機関との連携	33
9．社会的養護自立支援の推進に向けた取組	34
10．児童相談所の強化等に向けた取組	35

1. 社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

(1) 計画策定の趣旨

平成 28 年（2016 年）の改正児童福祉法にて、制定時から見直されてこなかった理念規定が改正、子どもが権利の主体であるとされた。

国・地方公共団体においては、子どもが家庭において健やかに養育されるよう保護者を支援することを原則としたうえで、それが困難な場合は、「家庭における養育環境と同様の養育環境」である里親等への委託を進める家庭養育優先原則が明記された。

これら里親等での養育が適当でない場合には、「できる限り良好な家庭的環境」、すなわち小規模かつ地域分散化された施設で養育されるよう必要な措置を講ずることとされ、施設の小規模かつ地域分散化に向けた方向性が明確に示されたところ。

また、こうした改正児童福祉法の理念等を具現化するため、平成 29 年（2017 年）8 月、国において「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられ、家庭養育優先原則の実現に向けた里親等委託率の目標等が示された。

各都道府県においては、平成 23 年（2011 年）7 月に国から示された「社会的養護の課題と将来像」に基づいて策定した都道府県計画を見直し、新たに「都道府県社会的養育推進計画」を作成することが求められている。

このことから、佐賀県においても子どもの最善の利益の実現に向け、これらの見直し対象となる項目を一体的かつ全体的な視点を持って進めていく必要があることから、平成 27 年 3 月に策定した「佐賀県家庭的養護推進計画」を見直し、今回、「佐賀県社会的養育推進計画」を策定する。

(2) 計画の期間

令和 2 年度（2020 年度）から令和 11 年度（2029 年度）の 10 年間とする。

(3) 当事者である子ども（社会的養護経験者を含む。）の参画

当該計画の策定にあたり、代替養育を受けている子ども（社会的養護経験者を含む。）に対しアンケート（以下、措置児童等アンケートという。）を実施。

その結果を計画策定の参考とするとともに、今後は、代替養育を受けている子ども及び退所等から一年以内の子どもを対象とした措置児童等アンケートを毎年度実施し、施策への反映や意見聴取等に活用する。

(4) 計画の進捗及び見直し

各項目に示す指標については毎年度取りまとめ、進捗のモニタリング及び評価を行うとともに、計画期間を前期、後期に分け、令和 6 年度（2024 年度）末及び各期の中間年を目安として計画の進捗状況の検証結果等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを図る。

2. 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）

当該計画に基づく各種施策や一時保護、代替養育等を実施するにあたり、子どもが権利の主体であるという改正児童福祉法の理念を念頭に、支援の対象となる者（子どもや保護者）や支援を提供する者（児童養護施設等）の意見を適切に反映する必要がある。

ただし、優先的に考慮すべきは子どもの最善の利益でなければならず、子どものニーズを基礎としたものとしなければならない。

このことから、当事者である子どもからの意見聴取や意見をくみ取る方策、子どもの権利を代弁する方策などについて検討する必要がある。

【現状及び課題】

措置された子どもや一時保護された子どもの意見聴取や意見をくみ取る方策、社会的養育に関する施策を検討する際の子どもの参画方法、第三者による支援など子どもが適切に意見表明できるような方策が未整備。

措置児童等アンケートの結果を見ても、代替養育を受けている子どもに対する措置理由や今後の見通し、子どもに必要な支援の提供や方針決定にあたって、子どもの意見を十分に聴取し、それを反映できているとは言えない状況。

措置児童等アンケート集計結果 4～7、 2～3を参照

児童福祉法が改正され、児童福祉審議会において子どもからの意見聴取等ができることとなったが、具体的な方策については未整理。

【対策】

代替養育に関する措置を受けている子どもを対象に、児童福祉司と施設等職員が協働し、少なくとも半年に1回は措置の理由や今後の見通しなどについて、丁寧に説明を行う。

意見表明ができる子どもには十分な意見の聴取を行い、今後の方針決定にできるだけ反映を行う。

ただし、子どもの最善の利益のためにその意見が反映できない場合は、その理由等を十分に説明し、子どもが納得したうえで方針の決定を行う。

現在、国において子どもの権利擁護に関する仕組みの構築に向けて調査研究が行われており、その調査研究結果を踏まえ、児童福祉審議会における具体的な意見聴取方法等を整理し取組を行う。

【指標】

措置児童等アンケートの実施状況

子どもの権利を擁護する仕組みの活用状況 など

3. 市町の子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組

(1) 市町の相談支援体制等の整備に向けた都道府県の支援・取組

在宅で生活している子どもや家庭への支援については、地域の変化、家族の変化により、社会による家庭への養育支援の構築が求められている。

身近な市町における取組は、予防や早期対応という観点からも重要である。

市町においては、子どもの権利、ニーズを優先し、家庭のニーズも考慮してすべての子どもと家庭を支援するため、子育て世代包括支援センターや市町子ども家庭総合支援拠点の普及を図るなど、この身近な市町におけるソーシャルワーク体制の構築と支援メニューの充実を図ることが求められている。

また、貧困やひとり親家庭の増加や特定妊婦の増加、DV被害者の増加などから、代替養育に準ずる形として、母子や父子で入所できる施設体系も求められており、乳児院や母子生活支援施設、他の法人が担うこともできるような体系を構築する必要がある。

【現状・課題】

市町子育て世代包括支援センターは14市町17か所設置されており、令和2年度末（2020年度末）までには全ての市町で設置される見込みとなっている。

市町子ども家庭総合支援拠点については、県内にはまだ設置されておらず、国においては令和4年度（2022年度）までに全市町に設置する目標を掲げているものの、県内市町からは、設置や運営に関して専門人材の確保・育成の他、財政支援を求める声などが挙げられており、整理すべき課題がある。

各市町において地域子ども・子育て支援事業に取り組んでいるものの、対応にばらつきがあることから、事業の更なる充実を図る必要がある。

DV被害者等の保護から自立支援において重要な役割を果たしている母子生活支援施設については、現在県内で3施設が運営されているが、妊娠期から産前産後のケアや親へのペアレンティング教育、親子関係再構築など専門的なケアを提供できるなど多様なニーズに対応できる機関となることが求められている。

【対策】

市町子育て世代包括支援センター及び市町子ども家庭総合支援拠点の設置については、市町に対して専門的助言を行う仕組みを構築し、必要に応じて専門的人材育成のための研修の実施等に取り組むなどの支援体制について検討を行う。

また、各市町の求めに応じて、各市町の職員を児童相談所で受け入れ、実地研修を行うなどの人材育成の在り方について検討を行う。

国の財政支援策の動向を注視し、適切な活用の助言や必要に応じて国に対して要望活動を行う。

地域子ども・子育て支援事業の更なる充実を図るため、引き続き市町を支援する。

市町を中心として関係機関が連携できるよう、市町に対して専門的助言を行う仕組みや要保護児童対策地域協議会が効果的に機能できるよう支援する。

母子生活支援施設の在り方に関しては、現在、国において整理中であることから、提示された在り方を踏まえた機能転換等を図られるよう必要な支援を行う。

(2) 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組

児童家庭支援センターは虐待相談が急増する中で、児童相談所の補完的役割を果たす拠点として制度化されており、地域の子どもと家庭に関する様々な相談に応じる専門援助機関である。

改正児童福祉法の施行により、地域においてすべての子ども家庭を視野にポピュレーションアプローチ()からハイリスクまでの支援を推進することとなっており、その中で、児童家庭支援センターは市区町村子ども家庭総合支援拠点と連携して、里親ショートステイを調整する機関、フォスタリング機関事業の機能や在宅措置、通所措置機能など、リスクの高い家庭への支援や代替養育後のアフターケアなどを担う有力な社会資源になり得ることから、地域の状況に応じて機能強化等を図る必要がある。

ポピュレーションアプローチ

多くの人々が少しずつリスクを軽減することで、集団全体としては多大な恩恵をもたらすことに注目し、集団全体をよい方向にシフトさせること。

【現状・課題】

現在、県東部に1施設が設置されており、ポピュレーションアプローチとして市町からの求めに応ずる事業を中心に運営がなされているが、児童相談所からの指導委託などのハイリスク家庭への支援を強化するなど、さらなる機能強化を図る必要がある。

【対策】

児童家庭支援センターは児童相談所の補完的役割を果たす拠点として制度化された背景を踏まえ、まずはこれまでの実績等の検証を行い、どの地域への設置が必要か、また、どのような機能を持たせることができるのか等の検討を行ったうえで、必要に応じて各地域への設置についても検討を進めていく。

【指標】

子育て世代包括支援センターの設置数
市町子ども家庭総合支援拠点設置数
地域子ども・子育て支援事業の取組状況
市町への指導委託数
乳幼児健診後の要支援・要保護フォローアップ数 など

4. 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み

施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化に向けた取組を検討するため、保護者と分離し代替養育を必要とする子ども数の見込みについて、近年の状況を踏まえて算出する。

(1) 代替養育を必要とする子ども数の見込み

児童福祉法上、必要がある場合には、20歳までは代替養育の措置の対象とすることができるものの、佐賀県においては、ほとんどが高校卒業（18歳を迎える年度の年度末）で措置解除となっているため、18歳未満の人口に占める代替養育を受けている子どもの割合を算出した。（表1）

次に、将来的な人口推計に表1で算出した平均割合0.1884%を乗じて、代替養育を必要とする子ども数を推計した。

その結果、計画最終年度の令和11年度（2029年度）には228人となる見込みである。（表2）

なお、近年の児童虐待防止に関する関心の高まりなど、子どもを取り巻く社会情勢の影響等を勘案するため、養護相談対応件数や一時保護児童数などのデータを参照したが、連動して代替養育を受けている子ども数が増加する要因は見られなかった。

表1 代替養育を受けている子どもの割合（単位：人、%）

	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	平均
18歳未満人口 1	146,079	144,157	142,275	140,202	137,929	142,128
代替養育を受けている子ども数 2	280	277	269	262	251	268
代替養育を受けている子どもの割合	0.1917	0.1922	0.1891	0.1869	0.1820	<u>0.1884</u>

1 佐賀県の推計人口（各年度4月1日現在）

2 福祉行政報告例第50表、57表より

表2 18歳未満人口に占める代替養育を必要とする子ども数の推計（単位：人）

	令和2 (2020)	令和6 (2024)	令和11 (2029)
18歳未満人口推計	134,024	127,880	120,623
代替養育を必要とする子ども数	253	241	<u>228</u>

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」をベースに推計

(年齢区別)

(単位:人)

	令和 2 (2020)	令和 6 (2024)	令和 11 (2029)
3歳未満	29	28	26
3歳以上就学前	30	29	27
学童期以降	194	184	175
計	253	241	228

2018年度の代替養育を受けている子ども数の年齢別割合で算出

【参考：児童相談所における養護相談対応件数】

児童相談所における養護相談対応件数の近年の状況をみると、平成 27 年度(2015 年度)をピークに減少傾向(表 3)となっており、代替養育を受けている子ども数の減少傾向(表 1)と連動していることが考えられる。

しかし、養護相談対応件数のうち虐待相談対応数の件数及び割合については増加傾向となっており、虐待相談対応件数の比重が大きくなっているが、代替養育を受けている子ども数は減少傾向であることから、虐待対応件数の増がそのまま代替養育を受けている子ども数と連動していないと考えられる。(表 5、6)

表 3 児童相談所における養護相談対応件数の推移

(単位:人、%)

	平成 26 (2014)	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)
養護相談対応件数	490	617	552	573	511
前年度比	-	125.9	89.5	103.8	89.2
2014 年度比	-	125.9	112.7	116.9	104.3

福祉行政報告例第 49 表より

養護相談の理由は、虐待のほか、保護者等の死亡、離婚、傷病・負傷等などが含まれる。

表 4 児童相談所における養護相談対応件数の推移(うち虐待対応件数) (単位:人、%)

	平成 26 (2014)	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)
虐待相談対応件数	190	237	275	248	351
前年度比	-	124.7	116.0	90.2	141.5
2014 年度比	-	124.7	144.7	130.5	184.7

福祉行政報告例第 49 表より

表 5 養護相談対応件数に占める虐待相談対応件数の割合の推移 (単位：%)

	平成 26 (2014)	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)
虐待相談対応件数の割合	38.8	38.4	49.8	43.3	68.7

表 4 / 表 3

【参考：一時保護の状況】

一時保護された子ども数の推移(表 6)をみると、虐待相談対応件数同様、増加傾向にあり、虐待相談対応件数と一時保護された子ども数はある程度連動しているという可能性が考えられる。

しかし、一時保護された子どものうち、代替養育を受けることとなった子ども数(表 7)については平成 30 年度(2018 年度)には増加したものの、代替養育を受けている子ども数(表 1)は減少していることから、一時保護子ども数の増が必ずしも代替養育を受けることとなった子ども数の増に繋がっていないと考えられる。

なお、一時保護された児童のうち、保護の理由が児童虐待をされている児童のみに着目した場合であっても同様の結果であった。(表 9、10、11)

表 6 一時保護子ども数の推移 (単位：人、%)

	平成 26 (2014)	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)
前年度未継続保護子ども数	17	29	17	14	24
当該年度受付保護子ども数	229	184	198	230	307
前年度比	-	80.3	107.6	116.2	134.1
2014 年度比	-	80.3	86.5	100.4	134.1

福祉行政報告例第 47 表より

表 7 一時保護から代替養育を受けることとなった子ども数の推移 (単位：人、%)

	平成 26 (2014)	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)
代替養育を受けることとなった子ども数	84	68	66	60	87
前年度比	-	81.0	97.1	90.9	145.0
2014 年度比	-	81.0	78.6	71.4	103.6

福祉行政報告例第 47 表より

乳児院、児童養護施設、里親、ファミリーホームに措置された子ども数であるが、施設等において不調となり、再度一時保護を経て施設等へ措置される子どもが含まれている。

表 8 一時保護子ども数のうち代替養育を受けることとなった子ども数の割合（単位：％）

	平成 26 (2014)	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)
代替養育を受けることとなつた割合	34.1	31.9	30.7	24.6	26.3

表 7 / 表 6 (前年度 + 当該年度)

表 9 一時保護子ども数の推移（児童虐待のみ）（単位：人、％）

	平成 26 (2014)	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)
前年度末継続保護子ども数	7	20	7	3	9
当該年度受付保護子ども数	122	65	91	106	132
前年度比	-	53.3	140.0	116.5	124.5
2014 年度比	-	53.3	74.6	86.9	108.2

福祉行政報告例第 47 表より

表 10 一時保護から代替養育を受けることとなった子ども数の推移（児童虐待のみ）

（単位：人、％）

	平成 26 (2014)	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)
代替養育を受けることとなつた子ども数	27	28	21	25	25
前年度比	-	103.7	75.0	119.0	100.0
2014 年度比	-	103.7	77.8	92.6	92.6

福祉行政報告例第 47 表より

表 11 一時保護子ども数のうち代替養育を受けることとなった子ども数の割合

（児童虐待のみ）

（単位：％）

	平成 26 (2014)	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)
代替養育を受けることとなつた割合	20.9	32.9	21.4	22.9	17.7

表 10 / 表 9 (前年度 + 当該年度)

(2) 里親等委託が必要な子ども数

家庭養育優先原則を推進するためには、里親等委託が必要な子ども数を見込み、その子ども数に必要な里親等の数を把握、確保する必要がある。

【現状】

里親等へ委託されている子ども数（ファミリーホームへの委託を含む。）の推移をみると、人数及び委託率ともに年々増加傾向にあり、また、平成 28 年度（2016 年度）以降、委託率は全国平均を超えている。（表 12、13）

また、登録里親数についても大きく増加しており、平成 30 年度（2018 年度）末現在で平成 26 年度（2014 年度）比約 1.9 倍の 132 人が登録里親となっている。（表 14）

表 12 里親等委託されている子ども数の推移（単位：人、％）

	平成 26 (2014)	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)
里親等委託	39	44	53	62	78
施設入所措置	241	233	216	200	173
計	280	277	269	262	251

福祉行政報告例第 50、第 57 より

表 13 里親等委託率の推移（単位：％）

	平成 26 (2014)	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)
佐賀県	13.9	15.9	19.7	23.7	31.1
全国	16.5	17.5	18.3	19.7	-

表 14 登録里親数の推移（単位：世帯、％）

	平成 26 (2014)	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)
登録里親数	69	72	94	113	132
増加数	-	3	22	19	19
前年度比	-	104.3	130.6	120.2	116.8
2014 年度比	-	104.3	136.2	163.8	191.3

福祉行政報告例第 56 より

【里親等委託が必要な子ども数の見込み（機械的な試算）】

里親等委託が必要な子ども数を見込むため、令和元年（2019年）6月1日現在のデータを用いて機械的な試算を行った結果、次のとおりとなった。

算式1においては、措置期間等子どもの状態に着目した試算を、算式2においては、施設入所措置の理由などに着目した試算を行った結果、以下のとおりとなった。（表18、20）

算式1及び算式2の里親等委託率を用いて試算した結果、里親等委託が必要な子ども数は表21のとおりとなった。

なお、表21は機械的に算出したものであり、里親等委託率などの目標は別途「5. 里親等への委託の推進に向けた取組」で定める。

【算式1】

表15 施設入所措置等子ども数の状況

（単位：人）

	施設	里親等	一時保護	計
3歳未満	23	8	0	31
3歳以上就学前	16	14	3	33
学童期以降	135	53	9	197
計	174	75	12	261

表16 現に一時保護している子どものうち、里親等委託が必要な子ども数（単位：人）

	一時保護 子ども数	うち里親等委託が必要な子ども数
3歳未満	0	0
3歳以上就学前	3	0
学童期以降	9	0
計	12	0

うち里親等委託が必要な子ども数については、一時保護されている子どものうち里親等委託が見込まれている子ども数に、施設入所が見込まれている子どものうち、その理由として「実親の意向」又は「条件に合う里親の不在」とされている子ども数を加えたものとした。

表 17 現に施設入所している子どものうち、里親等委託が必要な子ども数

	施設入所 子ども数	うち里親等委託が必要な子ども数
3歳未満	23	19
3歳以上就学前	16	12
学童期以降	135	108
計	174	139

上記人数は、以下の ~ の合計数

(乳児院に半年以上措置されている乳幼児数) (単位：人)

	乳児院入所 子ども数	うち半年以上措置 子ども数
3歳未満	20	16

(児童養護施設に入所する子どもで乳児院から措置変更された子ども数 (単位：人)

	児童養護施設 入所乳幼児数	うち乳児院からの措置変更 子ども数
3歳未満	3	3
3歳以上就学前	16	9
計	19	12

(児童養護施設に1年以上措置されている乳幼児数) (単位：人)

	児童養護施設 入所乳幼児数	うち1年以上措置 子ども数
3歳未満	3	0
3歳以上就学前	16	() 3
計	19	3

9人であるが、3歳以上就学前、うち乳児院からの措置変更子ども数との重複が6人いるため調整

(児童養護施設に3年以上措置されている学童期以降の子ども数) (単位：人)

	児童養護施設 入所子ども数	うち3年以上措置 子ども数
学童期以降	136	108

表 18 里親等委託が必要な子ども数

(単位：%、人)

	里親等委託率	措置等児童数 1	うち里親等委託が 必要な子ども数 2
3歳未満	87.1	31	27
3歳以上就学前	78.8	33	26
学童期以降	81.7	197	161
計	82.0	261	214

1 表 15 計の数値

2 表 15 里親等の数値 + 表 16、表 17 うち里親等委託が必要な子ども数

【算式 2】

表 19 現に施設入所している子どものうち、里親等委託が必要な子ども数 (単位：人)

	施設入所 子ども数	うち里親等委託が必要な子ども数
3歳未満	23	16
3歳以上就学前	16	13
学童期以降	135	65
計	174	94

うち里親等委託が必要な子ども数については、施設に入所している子どものうち、施設入所の理由として「実親の意向」又は「条件に合う里親の不在」とされている子ども数とした。

表 20 里親等委託が必要な子ども数

(単位：%、人)

	里親等委託率	措置等児童数 1	うち里親等委託が 必要な子ども数 2
3歳未満	77.4	31	24
3歳以上就学前	81.8	33	27
学童期以降	59.9	197	118
計	64.8	261	169

1 表 15 計の数値

2 表 15 里親等の数値 + 表 16、表 19 うち里親等委託が必要な子ども数

表 21 里親等委託が必要な子ども数の見込み

(算式 1)

(単位：人)

	令和 2 (2020)	令和 6 (2024)	令和 11 (2029)
3 歳未満	25	24	23
3 歳以上就学前	24	23	21
学童期以降	158	150	143
計	207	197	187

表 2 (年齢区分別) に、表 18 の里親等委託率を乗じて算出

(算式 2)

(単位：人)

	令和 2 (2020)	令和 6 (2024)	令和 11 (2029)
3 歳未満	22	22	20
3 歳以上就学前	25	24	22
学童期以降	116	110	105
計	163	156	147

表 2 (年齢区分別) に、表 20 の里親等委託率を乗じて算出

5. 里親等への委託の推進に向けた取組

改正児童福祉法で示された家庭養育優先原則を実現するためには、その受け皿となる里親を増やすとともに質の高い里親養育を提供するため、新たな里親の開拓や里親への研修・支援などを行うフォスタリング機関（包括的な里親支援機関）を実現する必要がある。

また、里親やファミリーホームへの委託が可能な子ども数の見込み（表 21）や登録里親の状況を踏まえ、今後の取組及び里親等委託率等の目標を設定する。

（1）フォスタリング機関の実施体制構築

【現状・課題】

- ・ 佐賀県においては、平成 28 年度（2016 年度）から中央児童相談所に里親専門の班を設置し、各児童養護施設の里親支援専門相談員との協働や里親等委託の推進に取り組んできたところ。
- ・ その結果、全国平均以下であった里親等委託率は平成 28 年度（2016 年度）に逆転し、今もなお伸び続けている。
- ・ しかし、表 19 で示したように、現在児童養護施設に入所している子どものうち半数以上が、里親等委託が必要な子どもとして見込むことができ、これらの子どもに対して家庭養育優先原則を実現するためには、これまで以上に里親制度の周知、様々なタイプの里親の確保、登録から委託解除後までの支援に至るまでの支援体制を構築する必要がある。

【対策】

- ・ 民間の事業者におけるフォスタリング業務の実施体制等について、その条件等を整理するなど、実施に向けた検討を行い、できるだけ早期に取組を開始する。

(2) 里親やファミリーホームへの委託子ども数の見込み

- ・ 表 21 において、里親等委託が必要な子ども数の見込みを機械的に算出したところであるが、子どもの状態や措置理由などにより算出したものであり、別途、現在の里親数などを考慮して目標等を定める必要がある。
- ・ 施設入所期間で一律に里親等委託が必要な子どもとして試算を行うよりも、施設入所理由により試算したほうがより実態に近い試算であると考えられるため、表 21 (算式 2) をベースに試算を行う。
- ・ なお、試算においては現時点におけるものであり、毎年度更新し大きな乖離が見込まれる場合は随時見直しを図ることとする。
- ・ まず、表 21 (算式 2) から表 23 の数を差し引き、今後里親等委託が必要となる子ども数の見込みを算出したところ、表 22 のとおりとなった。

表 22 今後、里親等委託が必要となる子ども数の見込み (単位：人)

	令和 2 (2020)	令和 6 (2024)	令和 11 (2029)
3 歳未満	13	13	11
3 歳以上就学前	10	9	7
学童期以降	62	56	51
計	85	78	69

表 21 (算式 2) - 表 23 計

平成 30 年度 (2018 年度) 末時点で里親等に委託されている子ども数については表 23 のとおりであり、表 23 を参考に表 21 (算式 2) を再計算した結果、令和 11 年 (2029 年度) 末時点の里親等委託が必要な子ども数の見込みは表 24 のとおりとなる。

また、表 24 から表 23 を差し引き、今後、里親等委託が必要となる子ども数の見込みの内訳は表 25 のとおりであり、各登録里親に一人ずつ委託したと仮定した場合、最低でも 59 人の里親を新たに確保する必要がある。

表 23 現在、里親等に委託されている子どもの内訳 (単位：人)

	里親	ファミリー ホーム	計
3 歳未満	8	1	9
3 歳以上就学前	11	4	15
学童期以降	33	21	54
計	52	26	78

表 24 里親等委託が必要な子ども数の見込みの内訳 (単位：人)

	里親	ファミリー ホーム	計
3歳未満	19	1	20
3歳以上就学前	16	6	22
学童期以降	76	29	105
計	111	36	147

表 21 (算式 2) の令和 11 年度 (2029 年度) 数値を、表 23 の年齢区分割合でファミリーホームに定員まで委託し、残りを里親委託とした。

表 25 今後、里親等委託が必要となる子ども数の見込みの内訳 (単位：人)

	里親	ファミリー ホーム	計
3歳未満	11	0	11
3歳以上就学前	5	2	7
学童期以降	43	8	51
計	59	10	69

表 24 - 表 23

現在の登録里親数や受託里親数の状況については、表 26 及び表 27 のとおりであり、受託率を見ると、近年の登録里親数の増に受託里親数の増が追いついていない状況となっている。

また、受託里親 1 世帯当たりの委託子ども数の割合は 2015 年度をピークに減少傾向となっており、2018 年度には 1.16 人となっている。

このことから、受託率はピークである 2016 年度の 40.4%、受託里親 1 世帯当たりの委託子ども数の割合は直近の 1.16 人で試算を行った場合、新たに確保が必要な里親数は 170 人 ($169.4 \text{ 人} = 59 \text{ 人} / 40.4\% \times 1.16 \text{ 人}$) となる。

なお、受託率を直近の 34.1% で試算した場合、201 人 ($200.7 \text{ 人} = 59 \text{ 人} / 34.1\% \times 1.16 \text{ 人}$) となる。

直近三年の登録里親数の平均は年間 20 人であり、今後も同水準で推移した場合、受託率 40.4% では 2027 年度、受託率 34.1% では 2029 年度には必要な登録里親数を上回ることとなる。(表 28)

ただし、学童期以降の子どもについては対象となる子ども数が多いこと、また、子どもと里親のマッチングの難しさから不調を起こす確率が高く、実際にはこれ以上の登録里親数を確保する必要がある可能性が高いことに留意する必要がある。

表 26 登録里親数と受託里親数及び登録里親委託率の推移 (単位：人、%)

	平成 26 (2014)	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)
登録里親数	69	72	94	113	132
増減数(登録里親数)	-	3	22	19	19
増加率(登録里親数)	-	104.3	130.6	120.2	116.8
受託里親数	27	27	38	40	45
増減数(受託里親数)	-	0	11	2	5
増加率(登録里親数)	-	100.0	140.7	105.3	112.5
受託率	39.1	37.5	40.4	35.4	34.1

福祉行政報告例第 56 より

表 27 受託里親数と委託子ども数の推移 (単位：人)

	平成 26 (2014)	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)
受託里親数	27	27	38	40	45
委託子ども数	33	34	45	50	52
増減数(委託子ども数)	-	1	11	5	2
受託里親一世帯あたり子ども数	1.22	1.26	1.18	1.25	1.16

福祉行政報告例第 56、第 57 より

表 28 登録里親数の見込み (単位：人)

	令和元 (2019)	令和 2 (2020)	令和 3 (2021)	令和 4 (2022)	令和 5 (2023)
登録里親数	152	172	192	212	232
増減数累計	20	40	60	80	100
受託里親数(40.4%)	61	69	78	86	94
受託里親数(34.1%)	52	59	65	72	79

	令和 6 (2024)	令和 7 (2025)	令和 8 (2026)	令和 9 (2027)	令和 10 (2028)
登録里親数	252	272	292	312	332
増減数累計	120	140	160	180	200
受託里親数(40.4%)	102	110	118	126	134
受託里親数(34.1%)	86	93	100	106	113

	令和 11 (2029)
登録里親数	352
増減数累計	220
受託里親数 (40.4%)	142
受託里親数 (34.1%)	120

【登録里親数及び委託児童数、里親等委託率の数値目標】

登録里親数については、その数が増加すればするほど子どもとのマッチングがスムーズにいく可能性が高くなること、また、一時保護委託の可能性が高くなることから、表 28 に示した数値を目標として各種取組を推進する。

ただし、委託子ども数については、表 24 で示した数値を令和 11 年度 (2029 年度) までに達成するとした場合、3 歳未満及び 3 歳以上就学前の子どもについては、毎年度 1 人程度増加させていく必要があるが、学童期以降については、毎年度 4 人程度増加させなければならない。(表 29)

しかし、学童期以降のマッチングの難しさや、様々な特性を持つ子どもを養育できる里親の確保の困難さなど、就学前までの子どもよりも里親等委託の推進が難しいことを考慮した場合、表 24 で試算した数値の達成は容易ではないと考えられる。

特に就学前の乳幼児期は、愛着関係の基礎を作る時期であり、子どもが安心できる、温かく安定した家庭で養育されることが重要であるが、学童期以降の子どもに対しては、一人一人の状況に応じた判断を慎重に行い、積み重ねていくことで里親等委託率の向上を図ることが望ましいと考えられることから、学童期以降の目標については、表 29 で示した数値の 1 / 2、毎年 2 人程度の里親等委託を実現することを目標とする。(表 30)

なお、数値目標については、子どもが健やかに養育される権利を保障する環境を整えるために必要な取組を進めるためのものである。

このことから、個々の子どもの措置については、児童相談所における「家庭養育優先原則」を十分に踏まえたアセスメントの結果によって、子どもの最善の利益の観点から行われるものであって、安易に里親委託を決定するなど、この数値目標達成のために機械的に措置が行われてはならないことに留意する必要がある。

表 29 表 24 で示した里親の見込みを 2029 年度までに達成することとした場合の各年度の見込み
(単位：人)

	平成 30 (2018)	令和元 (2019)	令和 2 (2020)	令和 3 (2021)	令和 4 (2022)
3 歳未満	8	9	10	11	12
3 歳以上就学前	11	11	12	12	13
学童期以降	33	37	41	45	49
計	52	57	63	68	74

	令和 5 (2023)	令和 6 (2024)	令和 7 (2025)	令和 8 (2026)	令和 9 (2027)
3 歳未満	13	14	15	16	17
3 歳以上就学前	13	14	14	15	15
学童期以降	53	57	61	65	69
計	79	85	90	96	101

	令和 10 (2028)	令和 11 (2029)
3 歳未満	18	19
3 歳以上就学前	16	16
学童期以降	73	76
計	107	111

表 30 表 29 のうち、学童期以降の増加を毎年度 2 人とした場合の各年度の見込み

(単位：人)

	平成 30 (2018)	令和元 (2019)	令和 2 (2020)	令和 3 (2021)	令和 4 (2022)
3 歳未満	8	9	10	11	12
3 歳以上就学前	11	11	12	12	13
学童期以降	33	35	37	39	41
計	52	55	59	62	66

	令和 5 (2023)	令和 6 (2024)	令和 7 (2025)	令和 8 (2026)	令和 9 (2027)
3 歳未満	13	14	15	16	17
3 歳以上就学前	13	14	14	15	15
学童期以降	43	45	47	49	51
計	69	73	76	80	83

	令和 10 (2028)	令和 11 (2029)
3 歳未満	18	19
3 歳以上就学前	16	16
学童期以降	53	55
計	87	90

表 31 表 30 を前提とした場合の各年度の里親等委託率の見込み (単位：人、%)

	平成 30 (2018)	令和元 (2019)	令和 2 (2020)	令和 3 (2021)	令和 4 (2022)
家庭養護	78	82	95	98	102
3 歳未満	9	10	11	12	13
3 歳以上就学前	15	15	18	18	19
学童期以降	54	57	66	68	70
施設養護	173	165	158	150	143
3 歳未満	20	20	18	16	15
3 歳以上就学前	15	14	12	11	10
学童期以降	138	131	128	123	118
里親等委託率	31.1	33.2	37.5	39.5	41.6
3 歳未満	31.0	34.5	37.9	42.9	46.4
3 歳以上就学前	50.0	53.6	60.0	62.1	65.5
学童期以降	28.1	30.0	34.0	35.6	37.2

	令和 5 (2023)	令和 6 (2024)	令和 7 (2025)	令和 8 (2026)	令和 9 (2027)
家庭養護	105	109	112	116	119
3 歳未満	14	15	16	17	18
3 歳以上就学前	19	20	20	21	21
学童期以降	72	74	76	78	80
施設養護	137	132	125	119	113
3 歳未満	14	13	11	10	9
3 歳以上就学前	9	9	8	7	6
学童期以降	114	110	106	102	98
里親等委託率	43.4	45.2	47.3	49.4	51.3
3 歳未満	50.0	53.6	59.3	63.0	66.7
3 歳以上就学前	67.9	69.0	71.4	75.0	77.8
学童期以降	38.7	40.2	41.8	43.3	44.9

	令和 10 (2028)	令和 11 (2029)
家庭養護	123	126
3 歳未満	19	20
3 歳以上就学前	22	22
学童期以降	82	84
施設養護	107	102
3 歳未満	8	6
3 歳以上就学前	5	5
学童期以降	94	91
里親等委託率	53.5	55.3
3 歳未満	70.4	76.9
3 歳以上就学前	81.5	81.5
学童期以降	46.6	48.0

【指標】

年齢別里親委託率

養育里親の不調数

フォスタリング機関実施数

フォスタリング機関実績（里親の開拓数など）

6. パーマネンシー保障（永続的解決）としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築

家庭における養育が困難又は適当でないため、代替養育で養育され、家庭への復帰が困難な子どもについて、永続的で安定した家庭での養育を保障するパーマネンシー保障として、養子縁組や特別養子縁組の推進が求められており、県内の状況を踏まえた支援体制の構築に向けた取組を行う必要がある。

【現状・課題】

県内の特別養子縁組成立件数の推移は表 32 のとおりであり、5年平均で4.2人となっている。

県内で活動している民間あっせん機関はない。

新しい社会的養育ビジョンでは、概ね5年以内に年間1,000件以上の縁組を目指すことが示されているところであるが、佐賀県の全国に占める人口割合0.68%（佐賀県866千人/全国127,768千人）を踏まえると、佐賀県においては7件程度となる。

表 32 特別養子縁組成立件数の推移 (単位：人)

	平成 26 (2014)	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	平均
成立件数	8	4	2	4	3	4.2

児童相談所が把握している件数

【対応】

特別養子縁組については、特別養子縁組の検討対象となる子どもを把握するとともに、子どもの権利を最優先に考え、必要と考えられる場合には児童相談所（又はフォスタリング機関）で適切に対応する。

また、養子縁組制度についての法制度の見直し（対象となる子どもの年齢要件の緩和など）については、国の動向も踏まえ適切に対応する。

【指標】

特別養子縁組成立件数

特別養子縁組に関する研修を受講した児童相談所職員数

7. 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

改正児童福祉法で「家庭養育優先原則」が示され、里親等委託を推進する一方、ケアニーズが高く専門的なケアが必要であるなどの理由により「できる限り良好な家庭的環境」、すなわち小規模かつ地域分散化された施設である児童養護施設等における養育環境の確保も不可欠である。

また、上記に加え、パーマネンシー保障が確立し家庭養育優先原則が実現するまでの間、保護が必要な子どもの行き場がなくなることがないように、十分な受け皿を確保する必要がある。

このことから、里親等委託率の目標等を踏まえ、施設で養育が必要な子ども数の見込みを算出し、施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組を推進する必要がある。

(1) 施設で養育が必要な子ども数の見込み

【現状・課題】

「5. 里親等への委託の推進に向けた取組」で算出した、施設で養育が必要な子ども数の見込みについては表 31 のとおりであるが、当該試算については、「実親の意向」で里親等へ委託できていない子どもについても、里親等委託が必要な子ども数として試算している。

里親等委託が必要な子ども数の試算として、もう一つの理由である「条件にあう里親の不在」については、今後の里親確保策により改善が見込めるものの、「実親の意向」により里親への委託が困難な子どもについては、改善が困難な子どもが一定数いることを考慮し、その受け皿の確保をしておく必要がある。(表 33)

表 33 現に施設入所している子どもの措置理由

(単位：人)

	実親の意向	条件に合う 里親の不在	本人の意向	施設ケアが 本人のニーズ に合致	計
3歳未満	9	8	0	6	23
3歳以上就学前	11	2	1	2	16
学童期以降	45	19	26	45	135
計	65	29	27	53	174
割合	37.4	16.7	15.5	30.5	-

【対応】

「実親の意向」によるものについては、今後の里親制度の周知や福祉司の努力等により、一定程度改善する可能性があるものの、当面の間、そのような子どもの受け皿を施設において確保しておく必要があることから、表 31 の平成 30 年度（2018 年度）を基準とした各年度の増加人数の 30%が委託困難となる可能性があるの見込み、表 31 の施設で養育が必要な子ども数の見込みに加えた数を施設で養育が必要な子ども数の見込みとする。（表 34）

表 34 施設で養育が必要な子ども数の見込み（単位：人）

	平成 30 (2018)	令和元 (2019)	令和 2 (2020)	令和 3 (2021)	令和 4 (2022)
3 歳未満	20	19	19	17	16
3 歳以上就学前	15	13	13	12	11
学童期以降	138	134	132	127	123
計	173	166	164	156	150

	令和 5 (2023)	令和 6 (2024)	令和 7 (2025)	令和 8 (2026)	令和 9 (2027)
3 歳未満	16	15	13	12	12
3 歳以上就学前	10	11	10	9	8
学童期以降	119	116	113	109	106
計	145	142	136	130	126

	令和 10 (2028)	令和 11 (2029)
3 歳未満	11	9
3 歳以上就学前	7	7
学童期以降	102	100
計	120	116

(2) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

【現状・課題】

県内には乳児院が1か所、児童養護施設は6か所設置されている。

各施設においては、各施設の状況に応じて、小規模化、地域分散化に向け取り組まれており、このうち、現時点で小規模グループケアに取り組まれている施設は4施設、地域小規模児童養護施設に取り組まれている施設は1施設となっている。

措置児童等アンケートにおいて、一緒に生活する子どもの数については「5~6人」を選択した子どもが29%と一番多い一方、自分の部屋については、一人部屋を希望するものが50%を超えており、プライバシーに配慮した空間での小規模化が望まれている。

措置児童等アンケート集計結果 10~15 参照

しかし、一緒に生活する子どもの数や自分の部屋については、「楽しい、仲良くできる」、「困った時に助けてもらえる」、「落ち着く」などの理由により、多人数を希望する子どももいるなど、子どもによって希望する養育環境が異なる場合がある。

措置児童等アンケート集計結果 10~15 参照

また、施設にきてよかったことでは、友達ができた、にぎやかで楽しいといった集団生活の良い面がある一方、ルールが厳しい、いつもうるさい、けんかをする、一人になれない、など集団生活が負担となる意見も出てきている。

措置児童等アンケート集計結果 10~15 参照

児童養護施設における小規模化、地域分散化等については、今後、各施設の状況に応じて進めていくこととなるが、施設の運営方法やケアニーズが高い子どもへの専門的な支援、人材確保や人材育成など様々な課題があり、どのような支援が適切であるか検討し、実行する必要がある。

平成30年(2018年)4月に開設した児童心理治療施設については、安定的な運営を持続させるため、計画的な入所措置及び通所措置を行っているところであるが、心理治療を必要とするケアニーズが高い子どもの支援のためには、早急に支援体制を整える必要がある。

【対応】

児童養護施設における小規模化、地域分散化等については、パーマネンシー保障が確立し、質の高い里親養育が実現できるまでの間、保護が必要な子どもの行き場がなくなることがないように十分な受け皿を確保することを前提として進めていく必要があるため、各施設の状況を把握するためのヒアリングを随時実施し、各施設が小規模化、地域分散化等を推進できるよう、国の財政支援策の適切な活用に関する助言を行うなど支援を行う。

また、ヒアリングの結果、配置基準の改善など、小規模化、地域分散化等の推進に課題となる制度があれば、改善するよう積極的に国に対して要望活動を行う。

児童心理治療施設の計画的入所措置等に関しては、施設と協議しながら、計画の着実な遂行を図る。

【指標】

施設で養育が必要な子ども数

施設種別ごとの小規模かつ地域分散化された施設の入所子ども数

ケアニーズが高い子どもに専門的なケアを提供できる施設の入所子ども数

児童家庭支援センター設置率

多機能化した母子生活支援施設数

施設の入所期間別の子ども数

8. 一時保護改革に向けた取組

一時保護は、子どもの安全の迅速な確保、適切な保護を図るため、又は子どもの心身の状況、その置かれている環境などの状況を把握するために行われるもので、一時保護の判断を行う場合は、子どもの最善の利益を考慮する必要がある。

また、子どもにとって一時保護を行う場所が福祉的支援と初めて会う場となることも少なくなく、一時保護の理由や目的などを丁寧に説明するとともに、子どもの権利擁護が図られ、安全・安心な環境で適切なケアが提供されることが重要。

一時保護については、安全確保やアセスメントを適切に行うという目的に加え、代替養育としての性格も有するものでもあることから、一時保護を行う場合は、家庭養育優先原則を踏まえ、家庭における養育環境と同様の養育環境あるいはできる限り良好な家庭的環境にあって個別性が尊重されなければならない。

このため、一時保護の基本的な考え方を一時保護に関わる職員や機関が共有し、適切に支援を行うため、「一時保護ガイドライン」を踏まえた一時保護改革を行い、体制整備を図る必要がある。

(1) 一時保護所の必要定員数と一時保護専用施設

【現状・課題】

佐賀県における児童相談所の一時保護所は平成 30 年度（2018 年度）に増築を行っており、定員は 28 人（幼児 4 人、男児 12 人、女児 12 人）となっている。

一時保護子ども数及び保護日数の推移は表 35、36 のとおりであり、一時保護所で保護した所内保護子ども数及び児童養護施設等へ委託を行った委託保護子ども数は増加傾向にある。

しかし、表 35 に示しているとおり、一人当たりの保護日数は減少傾向にあり、増築した児童相談所の一時保護所の定員（28 人×365 日＝10,220 日）にはまだ余裕があることから、現時点において一時保護所定員の見直しの必要はない。

平成 30 年度（2018 年度）に開設した北部児童相談所には一時保護所がなく、一時保護所との連携に課題がある。

現在、一時保護専用施設が設置されている児童養護施設等はなく、その必要性について検討をする必要がある。

表 35 一時保護子ども数の推移

（単位：人）

	平成 26 (2014)	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)
所内保護子ども数	141	125	134	147	198
委託保護子ども数	105	88	81	97	133
計	246	213	215	244	331

福祉行政報告例第 47 より

表 36 一時保護日数（延べ日数）（単位：日）

	平成 26 (2014)	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)
所内保護	4,882	4,486	4,736	4,374	4,697
委託保護	3,680	4,523	2,099	2,702	3,335
計	8,562	9,009	6,835	7,076	8,032

福祉行政報告例第 47 より

表 37 平均一時保護日数（単位：日）

	平成 26 (2014)	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)
所内保護	34.6	35.9	35.3	29.8	23.7
委託保護	35.0	51.4	24.8	27.9	25.1
計	34.8	42.3	31.4	29.0	24.3

表 36 / 表 35

【対応】

平成 30 年度（2018 年度）に一時保護所を増築したばかりであり、現時点においては定員に余裕があること、また、一日当たりの保護子ども数が一番多い児童養護施設（6 施設）で 3.6 人（表 39）であること、また、今後は「家庭における養育環境と同様の養育環境」である里親への委託を推進することを考慮した場合、一時保護専用施設（定員 4～6 人）の必要性は低い。

今後は、増加傾向にある一時保護子ども数の推移や措置児童等アンケートの結果を踏まえつつ、必要に応じて定員数や北部児童相談所における一時保護所の在り方、一時保護専用施設の設置等について検討を進めていく。

表 38 委託保護子ども数の内訳

	平成 26 (2014)	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)
児童養護施設	56	52	42	34	52
乳児院	13	11	12	14	16
里親	1	0	3	10	20
その他	35	25	24	39	45
計	105	88	81	97	133

福祉行政報告例第 47 より

里親にはファミリーホームへの委託を含む

表 39 一日当たり委託保護子ども数

(単位：人)

	平成 26 (2014)	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)
児童養護施設	5.4	7.3	2.9	2.6	3.6
乳児院	1.2	1.5	0.8	1.1	1.1
里親	0.1	0.0	0.2	0.8	1.4
その他	3.4	3.5	1.6	3.0	3.1
計	10.1	12.4	5.5	7.4	9.1

表 38 × 表 37 / 365 日

(2) 一時保護委託が可能な里親の確保

一時保護委託の形態として里親への一時保護があるが、「家庭における養育環境と同様の養育環境」であることから、安全確保等が可能である場合、子どもの権利を最優先に考えれば望ましい環境と言えることから、里親への一時保護委託を推進する必要がある。

そのため、里親への一時保護委託の状況を踏まえて、一時保護委託可能な里親の確保について検討を行う必要がある。

【現状・課題】

里親への一時保護委託数は近年増加傾向にあり(表 38)、一時保護件数の増加を見込んだ場合、一時保護委託にも対応できる里親についても確保する必要がある。

里親への一時保護委託を推進する場合、様々な状況の子どもを受け入れる体制を整える必要があることから、一時保護里親への支援や研修の充実を図る必要がある。

【対応】

民間の事業者におけるフォスタリング業務の実施に向けた検討を行い、里親のリクルートの段階から一時保護可能な里親の確保に努める。

虐待や特別な支援が必要な子どもについても対応ができるよう、里親に対しての支援体制や研修の充実等を図る。

(3) 一時保護に関わる職員の育成と専門性の向上

一時保護については、その目的を達成し、適切な支援が行われるよう、子どもの権利擁護や被虐待や発達障害などに関する知識などを習得、専門性を向上させ、子どもの状況に合わせた支援を行うことが求められることから、その方法について検討を行う必要がある。

【現状・課題】

県において児童相談所職員等を対象とした研修を実施しているものの、一時保護所の職員は一時保護児童に対応する職員を日中に確保しておかなければならず、福祉司や心理司と比較した場合、研修に参加する機会が少ない状況である。

【対応】

一時保護に関わった経験年数別に実施する研修や、一時保護所の職員の勤務形態に合わせた研修の在り方など、一時保護に関わる職員の育成及び専門性の向上させるため、対応について検討する。

(4) 一時保護所の環境及び体制整備

一時保護所については、安全確保やアセスメントが適切に行われる体制が必要であるが、一方で代替養育の場という性格を有することから、家庭における養育環境と同様の養育環境或いはできるだけ良好な家庭的環境を整備し、子どもの個別性を尊重した対応ができる環境及び体制整備が求められている。

子どもの安全を守るための閉鎖的環境については、子どもの権利擁護の観点から必要最小限とし、継続して保護が必要な場合には、子どもや保護者の状況に応じて、2週間以内など定期的に必要性を検討したうえで、子どもや保護者に説明することが求められており、また、安全確保やアセスメントに支障がない範囲で、外出や原籍校への通学を認めるなど、開放的環境とすることが望ましいとされている。

そのため、一時保護所においても、子どもを守る安全な環境で、できる限り個別性を尊重した対応が可能となる環境及び体制整備について検討する必要がある。

また、子どもの権利が侵害されたときの解決方法や意見表明の方法等を子どもの年齢や理解力に応じて丁寧に説明することや相談窓口の明確化などが必要であり、一時保護所に対する第三者機関による視察や子どもの意見聴取等子どもの権利を守る仕組みを設けることについても検討を行う必要がある。

【現状・課題】

平成 30 年度（2018 年度）に一時保護所を増築し、定員を 28 人（幼児 4 人、男児 12 人、女児 12 人）としたものの、現在の環境は、家庭における養育環境と同様の養育環境或いは「できるだけ良好な家庭的環境」とは言えず、その対応について検討する必要がある。

現在、一時保護所で保護している児童は、安全確保が困難な子どもが多く、同時に通学手段確保の問題もあるなど、外出や原籍校への通学が困難な子どもが多い。

子どもの権利や制限される内容については、入所の際に、子どもの年齢に応じて、子ども用のしおりを用いるなど適切に説明を行っているものの、措置児童有等アンケートの中で嫌なことや辛いこととして、自由がない、一人になれない、学校に行けないと回答した子どもが一定数おり、その対応について検討を行う必要がある。

措置児童等アンケート集計結果 2～3 参照

一時保護所内に意見箱を設置するなど、子どもが意見表明できるよう努めている。

一時保護所に対する第三者評価の導入について検討する必要がある。

児童福祉審議会における意見表明の方法が未整備である。

【対応】

（１）一時保護所の必要定員数と一時保護専用施設で示したように、現時点においては一時保護所の定員に余裕があるものの、一時保護子ども数が増加傾向にあるなど、今後の状況を注視する必要があることから、措置児童等アンケートや今後の状況に応じて定員設定数の変更及び「できるだけ良好な家庭的環境」への転換を図る。

原籍校への通学を希望する子どもに対しては、子どもの安全確保に配慮しつつ、児童養護施設や里親等への一時保護委託による対応など可能な範囲で対応する。

一時保護所からの通学については職員配置など、解決すべき課題が多いことから体制整備などについて検討を行う。

原籍校への通学ができない場合、原籍校と連携しながら学習環境を整えとともに、子どもの学習を支援する様々な資源の活用について検討を行う。

子どもが原籍校への通学や外出等を希望した場合であっても対応できない場合、その理由について丁寧に説明を行う。

一時保護所における第三者評価の導入について検討を行う。

児童福祉審議会での意見聴取の方法については、国による調査内容を踏まえ、本県での実施方法について検討を行う。

(5) 関係機関との連携

一時保護は乳幼児から18歳未満の全ての子どもが対象となり、子どもの状況に応じて一時保護の目的も変わることから、一時保護所だけで対応することが困難なことが想定される。

また、警察等から通告があった場合、休日、夜間、遠隔地である場合など、やむを得ない事情により児童相談所が直ちに引き取ることができない場合、警察等へ一時保護を委託することも考えられることから、関係機関との連携について検討を行い、どのような状況であっても、速やかに子どもを保護できる体制を整えておく必要がある。

【現状・課題】

休日、夜間、遠隔地である場合など、やむを得ない事情により児童相談所が直ちに引き取ることができないことがあること、また、どのような子どもの状況であっても適切に保護できるよう、早急に連携体制を確立する必要がある。

【対応】

乳児院や児童養護施設、里親、ファミリーホームだけでなく、警察、児童自立支援施設、障害児入所施設など、様々な関係機関との連携について検討を行い、緊急対応が必要な場合であっても、子どもの状況に応じて適切に一時保護できる体制を構築する。

【指標】

一時保護所での一時保護子ども数
児童養護施設などへの一時保護委託子ども数
研修を受けている職員数
平均一時保護日数

9. 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

代替養育を経験した子どもたちの多くは高校卒業を機に自立することとなるが、自立した後は家族や親族などの支援がほとんど期待できず、日常的な困りごとや対人関係、就労や住居、経済的な問題など、生活で生じる様々な問題の相談先や支援者が乏しいという状況にさらされてきた。

改正児童福祉法では、このような状況を踏まえ、自立のための支援が必要に応じて継続される仕組み等が整備されたことから、各都道府県においては自立のための支援などの強化が求められている。

このことから、自立支援における現状を踏まえ、必要な取組を検討する必要がある。

【現状・課題】

本県においては平成30年度（2018年度）から「18歳の巣立ち応援事業」に取り組んでおり、入所中の子どもから退所者まで広く相談を受け付ける体制を確保しており、相談窓口兼集いの場として、佐賀市内に「さが・こんね」を開設。入所中の子どもや退所者などの交流もできるような体制をとっている。

また、高校卒業をもって退所となる児童に対しては、退所までに継続支援計画を策定し、当該計画に基づき退所後も支援を実施している。

事業開始からまだ日が浅く、相談窓口や集いの場などの周知に課題があるものの、徐々に支援対象者が増えてきたことで、一人一人にかけられる時間が限られてきており、相談員等を適切に配置し、適切な支援体制を確立する必要がある。

また、措置児童等アンケートにおいて、家族のもとへ帰ることとなった場合や独り立ちしなければならなくなった際にしてもらいたいこととして、「困った時に話を聞いてほしい」、「困った時にどうしたらいいのか教えてほしい」、「生活するために必要なものを教えてほしい」などを選択した子どもが多く、事業を改善していく必要がある。

【対応】

18歳の巣立ち応援事業や今後の措置児童等アンケートの結果を踏まえ、事業に適切に反映していく。

10. 児童相談所の強化等に向けた取組

児童虐待については、児童相談所の児童虐待相談対応件数は年々増加の一途をたどっており、深刻な社会問題となっている。

こうした状況に対応するため、児童福祉法の改正により児童虐待防止対策の強化が図られてきたところ。

さらに、平成30年(2018年)3月に東京都目黒区で発生した5歳女児の児童虐待死亡事案を受け、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」が緊急閣僚会議で決定され、それに基づき「児童虐待防止総合強化プラン」が策定された。

これに加え、平成31年(2019年)1月に千葉県で発生した小学4年生女児の児童虐待死亡事案を受け、緊急総合対策のさらなる徹底、強化について対策に取り組むことが示された。

こうした状況を受け、増加する深刻な児童虐待事案に対応するために、児童相談所の強化等に向けた取組を検討する必要がある。

【現状・課題】

現在、県内には中央児童相談所、北部児童相談所の2か所の児童相談所が設置されており、北部児童相談所は平成30年度(2018年度)に設置されたばかりである。

児童虐待相談対応件数は表40のとおり増加傾向にある。その要因としては、警察からの面前DV(配偶者間の暴力を目撃した子どもについての心理的虐待)に係る通告の増が大きな要因となっている。

児童相談所の相談件数の増による児童相談所の業務負担は大きくなっており、質・量ともに職員の充実が不可欠である。

表40 児童虐待相談対応件数の推移

	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)
児童虐待対応件数	190	237	275	248	351
前年度増減	-	47	38	27	103

福祉行政報告例第49より

表41 警察からの通告件数

	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)
通告件数	21	30	56	73	155
前年度増減	-	9	26	17	82

福祉行政報告例第49より

【対応】

- ・ 児童相談対応件数の増加等の状況や「児童虐待防止対策総合プラン」(新プラン)等を踏まえ、児童相談所の体制を着実に強化していく。

【指標】

児童福祉司及び児童心理司数

弁護士数

医師及び保健師数